

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ







○公印の改刻	(私学文書課)	一
○国土調査の成果の認証(二件)	(地域復興支援課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定(二件)	(農村整備課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(同)	三
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)	(都市計画課)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	五
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件)	(税務課)	五
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		七
○資金管理団体の届出事項の異動届		九
○資金管理団体の指定取消しの届出		九

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(三件)

○宮城県告示第四十一号
次のとおり公印を改刻した。
平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県農業・園芸総合研究所長之印	地方機関	一般文書用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			平成二十八年一月一日
旧	新							
								

○宮城県告示第四十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 調査を行った者の名称
大崎市
- 調査を行った時期

平成二十五年度から平成二十六年まで
 成果の名称
 大崎市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
 大崎市古川清滝字逆沢、字笹森の一部

5 認証年月日
 平成二十七年十一月十八日

○宮城県告示第四十三号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
 認証した。
 平成二十八年一月十九日

1 調査を行った者の名称
 川崎町

2 調査を行った時期
 平成二十五年度から平成二十六年まで

3 成果の名称
 柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
 川崎町大字小野字黒森山の一部、同字五平山の一部、同字長窪山、今宿字岩下山、同字名乗沢、
 同字原、同字道下

5 認証年月日
 平成二十七年十一月十八日

○宮城県告示第四十四号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
 平成二十八年一月十九日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
		宮城県知事	村 井 嘉 浩	

○四五二一三〇〇四二二	児童発達支援よしの 栗原市若柳字川北塚 ノ根十三番	児童発達支援	社会福祉法人 豊明会	平成二十八年 一月四日
○四五〇八〇〇〇一六	放課後等デイサービ スよしの 栗原市若柳字川北塚 ノ根十三番	放課後等デイサ ービス	株式会社あと ばんす	平成二十七年 十二月一日
	びっぴ角田 角田市神次郎字遠見 三十一―一六	放課後等デイサ ービス		

○宮城県告示第四十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十
 三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業気仙沼地区について樹立する換地計画に関
 し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。
 平成二十八年一月十九日

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる 地積㎡
気仙沼市	本吉町	窪	四八一―	田	田	五、一八五	三四五・〇〇
同	同	同	四九一―	同	同	一、三六七	二七六・〇〇
同	同	同	五〇一―	同	同	六、七〇九	一一三・〇〇
同	同	同	五一一―	同	同	二、一〇六	一八・〇〇
同	同	同	六〇一―	同	同	九四〇	二〇五・〇〇
同	同	同	六二一―	同	同	二、二四六	五〇六・〇〇
同	同	同	六三一―	同	同	一、七一一	二二三・〇〇
同	同	同	六三二―	同	同	五八四	一〇九・〇〇
同	同	同	六三一―三	同	同	九六八	二二〇・〇〇

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鳴子停車場線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鳴子温泉字新屋敷一五一番九地先から	鳴子停車場線	前	七・六 一六・〇	三六・三
同市鳴子温泉字新屋敷一八番八地先まで		後	一三・七 一八・七	二七・五

○宮城県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鳴子停車場線	大崎市鳴子温泉字新屋敷一五一番九地先から同市鳴子温泉字新屋敷一八番八地先まで	平成二十八年一月十九日

○宮城県告示第五十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
- 種類 気仙沼都市計画用途地域
- 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十二号
気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
- 種類 気仙沼都市計画準防火地域
- 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画特別用途地区
- 2 名称 大規模集客施設制限地区
特別工業地区
- 縦覧場所

○宮城県告示第五十四号

宮城県庁（土木部都市計画課）

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
- 種類 仙塩広域都市計画用途地域
- 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十五号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 南富吉地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十六号

あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年一月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年一月十九日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 高 橋 総一郎

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 コンビニ収納代行会社変更に伴うシステム修正業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年十二月二十五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 二千八百五十一万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 国税連携データ変更等に伴うシステム修正業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年一月七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 二千八百八万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号に該当

選挙管理委員会

○宮選挙告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

いなば定後援会 野田 佳雄 佐竹 清隆 遠田郡浦谷町猪岡短台字愛宕一七 平成二十七年十二月九日

川崎町を考える会 支倉 照朗 尾形 榮一 柴田郡川崎町大字前川字北原三七 平成二十七年十二月七日

日本臨床検査技師連盟宮城県支部 佐藤 誠 阿部美彌子 仙台市若林区清水小路五・一六 平成二十七年十二月四日

○宮選管告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党宮城県本部 庄子 賢一 代表者の氏名 庄子 賢一 石橋 信勝 平成二十七年十二月六日

公明党仙台太白総支部 横山 昇 主たる事務所の所在地 仙台市太白区郡山六・一・一 八より台四八・三 平成二十七年十二月二十八日

自由民主党富谷町支部 山路 清一 代表者の氏名 山路 清一 相澤 武雄 平成二十七年十二月一日

日本のごころを大切にしよう宮城県支部 和田 政宗 政治団体の名称 日本のごころを大切にしよう宮城県支部 平成二十七年十二月二十一日

日本のごころを大切にしよう宮城県支部 吉田 良 政治団体の名称 日本のごころを大切にしよう宮城県支部 平成二十七年十二月二十五日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

税理士による橋本きよひと後援会 高橋 要 主たる事務所の所在地 名取市植松四一 平成二十七年十一月十日

すずき新津男後援会 鈴木新津男 主たる事務所の所在地 多賀城市高橋二 平成二十七年十二月二十一日

さゆり会 清野 貞代 政治団体の名称 さゆり会 白ゆり会 平成二十七年十一月二十五日

斉藤としお後援会 阿部 修久 主たる事務所の所在地 亘理郡山元町浅生原字新田一 平成二十七年十二月二十日

吉川ひろやすを囲む会 松下 士 代表者の氏名 松下 士 長岡 大 平成二十七年十二月十五日

鎌田さゆり後援会 鶴田 勇雄 政治団体の名称 鎌田さゆり後援会 鎌田さゆり連合後援会 平成二十七年十一月二十五日

内海太後援会 内海 太 会計責任者の氏名 高橋 義喜 高橋 邦雄 平成二十七年八月十四日

石川光次郎後援会 松本 信一 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区福田町一 平成二十七年十月三十日

明日の宮城の農村を考える会(宮城県土地改良政治連盟) 伊藤 康志 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区上杉一 平成二十七年十二月一日

青葉の会 白木 敏夫 会計責任者の氏名 千葉 芳樹 黒田 哲雄 平成二十七年八月一日

愛と緑と活力ある県政研究会 加藤 泰裕 代表者の氏名 加藤 泰裕 松下 士 平成二十七年十二月十五日

代表者の氏名 加藤 泰裕 松下 士 平成二十七年十二月十五日

代表者の氏名 永澤 芳樹 瀬川 和幸 平成二十七年八月一日

代表者の氏名 白木 敏夫 黒田 哲雄 平成二十七年八月一日

代表者の氏名 伊藤 康志 仙台市青葉区北根三 平成二十七年十二月一日

代表者の氏名 松本 信一 仙台市宮城野区福田町一 平成二十七年十月三十日

代表者の氏名 内海 太 高橋 邦雄 平成二十七年八月十四日

代表者の氏名 鶴田 勇雄 鎌田さゆり連合後援会 平成二十七年十一月二十五日

代表者の氏名 松下 士 長岡 大 平成二十七年十二月十五日

代表者の氏名 渡邊千鶴子 須田恵美子 平成二十七年八月一日

代表者の氏名 阿部 修久 草壁 博司 平成二十七年十二月二十日

代表者の氏名 清野 貞代 白ゆり会 平成二十七年十一月二十五日

代表者の氏名 鈴木新津男 多賀城市高橋二 平成二十七年十二月二十一日

代表者の氏名 高橋 要 名取市植松四一 平成二十七年十一月十日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
全日本不動産政治連盟宮城県本部	小林 妙子	平成二十七年六月十五日
たていし光弘後援会	齋藤 清幸	平成二十七年十二月十四日
千葉あさこ後援会	千葉阿佐子	平成二十七年十二月十日
なとりの元気魂大友康信応援会	大泉 勇	平成二十七年十一月十五日
野田譲政経懇話会	野田 譲	平成二十七年十一月一日
平井みどりと歩む会	平井 緑子	平成二十七年十二月二十日
宮城県商工政治連盟くろかわ支部	大川 明雄	平成二十七年六月二十七日
○宮選管告示第四号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次とおり政治団体が解散した旨届出があった。		
平成二十八年一月十九日		

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤信太郎後援会	熊谷 市雄	平成二十七年十二月十日
岩渕よしのり政治研究会	岩渕 義教	平成二十七年十一月三十日
岩渕よしのり連合後援会	三浦 康夫	平成二十七年十一月三十日
内海太後援会	内海 太	平成二十七年十一月三十日
小野寺初正後援会	小野寺初正	平成二十七年十二月二十五日
柴崎俊信後援会	的場 正	平成二十七年八月三日
千石賢一後援会	千石 賢一	平成二十七年十二月十四日
もんでん英慈宮城県後援会	阿部 雅良	平成二十七年十二月一日

渡辺公一後援会 佐藤 孝夫 平成二十七年十一月二十七日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊地 光輝

(資金管理団体)

岩渕よしのり政治研究会
資金管理団体の届出をした者の氏名 岩渕 義教
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員
報告年月日 27.12.2 (27.11.30解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

小野寺初正後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名 小野寺初正
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員
報告年月日 27.12.25 (27.12.25解散)

1 収入総額 3,384,783
前年繰越額 1,161,599
本年収入額 2,223,184

2 支出総額 3,384,783
本年収入の内訳
寄附 2,000,000
個人分 2,000,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入 223,000
セミナー収入 223,000
その他の収入 184
一件十万円未満のもの 184

4 支出の内訳			一件十万円未満のもの	16,000
経常経費	1,134,907		4 支出の内訳	
備品・消耗品費	152,898		政治活動費	546,447
事務所費	982,009		その他の経費	546,447
政治活動費	2,219,876		内海太後援会	
組織活動費	1,238,250		報告年月日 27. 12. 11 (27. 11. 30解散)	
機関紙誌の発行その他の事業費	996,626		1 収入総額	1,782,319
伝事業費	789,526		前年繰越額	582,319
政治資金パーティー開催事業費	207,100		本年収入額	1,200,000
調査研究費	15,000		2 支出総額	1,695,223
5 寄附の内訳			3 本年収入の内訳	
〔個人分〕			寄附	1,200,000
菅井 三代治	1,250,000	東松島市	個人分	600,000
菅井 貞子	750,000	東松島市	政治団体分	600,000
(その他の政治団体)			4 支出の内訳	
伊藤信太郎後援会			経常経費	1,695,223
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号			人件費	990,000
公職の候補者の氏名 伊藤信太郎			光熱水費	94,961
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員			備品・消耗品費	170,857
報告年月日 27. 12. 28 (27. 12. 10解散)			事務所費	439,405
1 収入総額	0		5 寄附の内訳	
2 支出総額	0		〔個人分〕	
岩淵よしのり連合後援会			内海 太	600,000 気仙沼市
報告年月日 27. 12. 2 (27. 11. 30解散)			〔政治団体分〕	
1 収入総額	546,447		アビール21	600,000 東京都千代田区
前年繰越額	93,993		柴崎俊信後援会	
本年収入額	452,454		報告年月日 27. 12. 21 (27. 8. 3解散)	
2 支出総額	546,447		1 収入総額	0
3 本年収入の内訳			2 支出総額	0
その他の収入	452,454		千石賢一後援会	
議会報告会	436,454		報告年月日 27. 12. 14 (27. 12. 14解散)	

1	収入総額	0
2	支出総額	0
もんでん英慈宮城県後援会		
報告年月日 27.12.1 (27.12.1解散)		

1	収入総額	42
前年繰越額		
2	支出総額	42
3	支出の内訳	
経常経費		
	備品・消耗品費	42

渡辺公一後援会
報告年月日 27.12.1 (27.11.27解散)

1	収入総額	300,000
本年収入額		
2	支出総額	300,000
3	本年収入の内訳	
寄附		
	政治団体分	300,000

4	支出の内訳	
経常経費		
	人件費	200,000
	光熱水費	4,280
	備品・消耗品費	15,720
	事務所費	80,000

5 寄附の内訳
〔政治団体分〕
宮城県民社協会 300,000 仙台市青葉区

○宮選管告示第六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

野田 謙	野田謙政経懇話会	主たる事務所の所在地	仙台市泉区上谷刈三―七―二九	仙台市泉区南光台七―二四―五二	平成二十七年十一月一日
平井 緑子	平井みどりと歩む会	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区原町一―三―六六	仙台市宮城野区燕沢東一―三―二六	平成二十七年十二月二十日

○宮選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の名称	取消年月日
----------------------	-----------	-------

岩淵 義教	岩淵よしのり政治研究会	平成二十七年十一月三十日
内海 太	内海太後援会	平成二十七年十一月三十日
小野寺初正	小野寺初正後援会	平成二十七年十二月二十五日
鎌田さゆり	白ゆり会	平成二十七年十一月二十五日

○宮選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百四十一号の一部を次のとおり改める。
平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

自由民主党宮城県第四選挙区支部の平成二十四年分収支報告書の要旨の
委員長 菊 地 光 輝

6 資産等の内訳中

「伊藤信太郎 24,080,000円」を「伊藤信太郎 20,050,000円」に改める。

○宮選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県第四選挙区支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の

6 資産等の内訳中

「伊藤信太郎 27,890,000円」を「伊藤信太郎 23,860,000円」に改める。

○宮選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十六年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十七年宮選管告示第百五十八号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県第一選挙区支部の平成二十六年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 48,645,898円」を「1 収入総額 48,845,898円」に、

「本年収入額 30,900,000円」を「本年収入額 31,100,000円」に改める。

3 本年収入の内訳中

「団体分 9,830,000円」の次の行に、

「政治団体分 200,000円」を加える。

5 寄附の内訳中

「松商事株式会社 250,000円 仙台市青葉区」の次の行に、

「〔政治団体分〕」

「日本茶道整復師連盟 200,000円 東京都台東区」を加える。

自由民主党宮城県第四選挙区支部の平成二十六年分収支報告書の要旨の

6 資産等の内訳中

「伊藤信太郎 30,590,000円」を「伊藤信太郎 26,560,000円」に改める。